
VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1	軽自動車税	
	(1) 種別割（車種別課税台数及び調定額）・・・・・・・・	21
	(2) 環境性能割（調定額）・・・・・・・・	22
2	市たばこ税	
	(1) 調定額等・・・・・・・・	22
3	入湯税	
	(1) 調定額等・・・・・・・・	22

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 種別割 (車種別課税台数及び調定額)

(単位：台、千円、%)

区 分		令和2年度			3年度			4年度				
		台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比		
											年度	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	15,343	30,685	94.9	14,762	29,524	96.2	14,363	28,726	97.3		
	90cc以下	655	1,310	98.1	637	1,274	97.3	615	1,230	96.5		
	125cc以下	6,742	16,181	104.8	7,011	16,826	104.0	7,394	17,746	105.5		
	ミニカー	115	425	116.1	134	496	116.7	147	544	109.7		
	小 計	22,855	48,601	98.3	22,544	48,120	99.0	22,519	48,246	100.3		
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪のもの		3,091	11,127	99.8	3,136	11,289	101.5	3,220	11,592	102.7	
	三輪のもの		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
	四 輪 の も の	乗用	営業用	14	91	109.6	12	77	84.6	12	84	109.1
		乗用	自家用	21,402	203,010	104.3	21,858	213,424	105.1	22,210	225,015	105.4
	貨物	営業用	697	2,483	111.2	910	3,261	131.3	916	3,345	102.6	
		自家用	6,000	29,303	100.8	6,008	29,632	101.1	5,993	29,983	101.2	
	農 耕 用		39	94	95.9	50	120	127.7	51	122	101.7	
	特殊作業用		76	448	99.8	71	419	93.5	76	448	106.9	
	小 計		31,319	246,556	103.7	32,045	258,222	104.7	32,478	270,589	104.8	
二輪の小型自動車		2,696	16,176	104.8	4,024	24,144	149.3	4,906	29,436	121.9		
合 計		56,870	311,333	102.8	58,613	330,486	106.2	59,903	348,271	105.4		

(2) 環境性能割 (調定額)

年 度	令和2年度	3年度	4年度
調定額 (円)	14,131,500	14,712,500	21,692,200
前年度比 (%)	416.1	104.1	147.4

※ 環境性能割の制度は令和元年10月から開始したため、令和元年度は対象期間が令和元年10月～令和2年1月分の収入分であるが、令和2年度は対象期間が令和2年2月～令和3年1月分の収入分であるため、増加率が高くなっている。

2 市たばこ税

(1) 調定額等

年度 区分	令和2年度	3年度	4年度
消費本数 (千本)	製造たばこ 254,217	製造たばこ 250,450	製造たばこ 254,012
税率	1,000本につき5,692円 (R2.10.1以降) 1,000本につき6,122円	1,000本につき6,122円 (R3.10.1以降) 1,000本につき6,552円	1,000本につき6,552円
調定額 (千円)	1,492,169	1,578,600	1,664,363
前年度比 (%)	98.6	105.8	105.4

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	令和2年度	3年度	4年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数			
宿泊する者	0	0	0
宿泊しない者	109,673	100,369	156,010
調定額	8,225,475	7,527,675	11,700,750

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者 150円、宿泊しない者 75円